学校給食における 食物アレルギー対応の基本方針 食物アレルギー対応マニュアル

平成 31 年 4 月 坂城町教育委員会

1 はじめに

坂城町では、食物アレルギーを有する児童生徒が増加傾向にあるとともに、症状も 重篤化する傾向が見られるようになってきました。

当センターでは現在、アレルギー原因食物の除去及び、牛乳を除き代替食の提供は行っておりません。食物アレルギーがある児童・生徒への対応については、保護者に献立表や学校給食で使用する食材を明示した、詳細な献立表(アレルギー明細表)を通して、アレルギー食材確認を行っていただき、保護者の皆様や学級担任等の指示、もしくは児童・生徒自身の判断で学校給食から、原因食物を取り除いて食べていただいております。また、場合によっては、ご自宅から一部弁当持参、又は完全弁当持参をお願いすることを基本としています。

各学校においては、児童・生徒が安全に安心して学校生活を送れるよう、より一層 確実な食物アレルギー対応の実現に、万全の体制で取り組んでいただくようお願いい たします。

これまで各学校が取り組んできた、食物アレルギーの日常的な対応や発症時の対応 を、より円滑に行うことができるよう、ここに「学校における食物アレルギー対応の 基本方針及び食物アレルギー対応マニュアル」を策定しました。

2 学校給食における食物アレルギー対応の基本方針

- 1. 食物アレルギーを有する児童・生徒に関する情報を共有し、緊急時の対処について認識する。
- 2. 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- 3. 食物アレルギーの対応は、医師の診断した「学校生活管理指導表」等の 提出を必須とする。
- 4. 食育・学校給食センターの施設整備、人員等を鑑み、無理な(過度に複雑な)対応は行わない。
- 5. 教育委員会は、食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、 各学校の取組みを支援する。

3 食物アレルギー対応を有する児童生徒への対応

1) 学校における食物アレルギー対応の基本的な考え方

食物アレルギーを有する児童・生徒への対応を適切に行うためには、全教職員が食物アレル ギーやアナフィラキシーについて、正しい知識を持つことが重要です。

それぞれの児童・生徒に合わせた「食物アレルギー個別取組プラン」を作成するとともに、 緊急時の対応における体制を整えておく必要があります。

- 1. 個々の児童・生徒の症状等の特徴を把握する。
- 2. 児童・生徒の状態をふまえたうえで、学校生活での留意点を明確にする。
- 3. 学校(校長等管理者、担任、保健主事、養護教諭、給食主任、家庭科主任、必要に 応じて給食センター栄養教諭等)・学校医・保護者・主治医・関係機関(調理場、 消防機関等)との連携・協力のもと、緊急時の対応・体制を整備する。

2) 町教育委員会等が取るべき対応

(1) 基本方針の策定

教育委員会は、文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」と長野県教育委員会から示された「学校における食物アレルギー対応の手引き」に基づき基本方針を策定する。

- (2) 関係機関等との連携
- ① 学校との情報共有
 - イ. 学校における食物アレルギー対応について、本基本方針に基づき、食物アレルギー 対応委員会が中心となり行うが、学校からの報告を受け、対象児童・生徒のエピペンの 携帯状況、学校給食の対応状況等を把握し、必要な環境整備・指導・支援を行う。
 - ロ. 学校における食物アレルギーの状況については、年度当初に学校からの報告により把握することとするが、年度途中に重篤なアレルギー症状を起こす、エピペン携帯など状況に変化があった場合や転入学児童・生徒で該当する場合には、随時把握する。
- ② 医療機関・消防機関等との連携
 - イ. 医療機関(医師会)・消防機関等との連携主導、本基本方針や運用について共通理解 を図る。

3) 学校が取るべき対応

- (1) 校内体制の整備
- ① 食物アレルギー対応委員会
- イ. 校長を責任者とし、教頭、養護教諭、保健主事、給食主任、学級担任、家庭科主任、 必要に応じて学校給食センター栄養教諭などで構成し、年度ごとに委員を決定する。
- ロ. 保護者面談に関する具体的な方法(確認事項・参加者・個別の取組プラン等)を決定 し、日程を調整して関係者への参加を促す。
- ハ. 校内における対応を決定し、それらを教職員全員へ周知し、共通理解を図る。

- 二. 緊急時対応体制の整備と訓練(エピペン®の演習を取り入れた実践的な研修)をする。
- ホ. 保護者に決定内容を伝え、了解を得る。

② 保護者面談

イ. 聴取する事項

- ・過去の食物アレルギー発症(アナフィラキシーを含む)情報
- ・家庭での対応状況
- ・当該児童・生徒に対して、学校生活において配慮すべき必要事項
- ・薬 (エピペン等) の持参の有無
- ・緊急時の連絡先・方法
- ・学級内の児童・生徒並びに保護者へ当該児童生徒の食物アレルギー情報を提供すること について了解を得る

口. 情報提供する事項

- ・給食提供の可否(牛乳代替食品・弁当対応)
- ・給食献立並びに詳細な食材情報の提供
- ・持参する弁当の学校での保管場所・方法
- ・薬(エピペン等)を持参する場合の取り扱い(保管場所と使用方法等)
- •緊急時対応
- ③ アレルギー対応に関する情報管理について

学校は、各様式・資料等について、個人情報の取り扱いに留意し、緊急時に教職員が閲覧できる状態で一括して管理する。

(2) 評価・見直し・個別指導

① 評 価

学級担任は、児童・生徒がアレルギーを持つ食材の誤食がないかを確認し、喫食状況を把握する。養護教諭は、担任・給食主任と連携を密にし、これらの実態把握や確認を行う。

② 見直し

学校生活管理指導表は、基本的に毎年提出を求める。経過による症状の軽症化によっては、医師と相談しながら対応の見直しを検討する。

③ 個別指導・定期的な面談

保護者と児童・生徒に対して個別指導を行い、学校以外での食生活の質の向上を促す。また、必要に応じて定期的に面談を行い、児童・生徒の給食の様子や家庭での状況、医療機関受診状況について保護者と情報を共有し、その後の対応に反映させる。

④ 実施における事故等の情報共有と改善策の検討

学校で起きた事故及びヒヤリハット事例について、原因の究明をし、危機管理体制に基づく的確な行動ができたかを検証して、防止策を協議・決定し周知運用する。

これらの事例は、町教育委員会、並びに食育・学校給食センターに報告し、定期的に対応方法の評価・検討及び見直しを行う。

(3) 食物アレルギー対応における役割分担

() ()	アレルキー対応における役割分担
職 名	<u></u>
	・食物アレルギー対応の責任者として、教職員に共通理解が図れるよう指導する。
	・校内食物アレルギー対応委員会を設置する。
校長等	・保護者面談等を実施する。
	・関係職員と協議し、対応を決定する。
	・外部との連絡対応をする。
保健主事	・校内食物アレルギー対応委員会を開催する。
小尺工才	・食物アレルギーを有する児童・生徒の実態を把握し、全教職員間で連携を図る。
	・食物アレルギーについての正しい知識を持つ。
	・保護者との面談を行い、学校生活上の留意点や緊急時の対応、連絡先等を確認する。
給食主任	・食物アレルギーを有する児童・生徒の実態を把握し、養護教諭と共に「食物アレル
和及土江	ギー個別取組プラン」を立案する。
	・献立の内容、食物アレルギーを有する児童・生徒への詳細な献立表の配布等、給食
	センターの栄養教諭との連絡調整をする。
	・食物アレルギーを有する児童・生徒の実態や個別の取組プラン、緊急措置方法等に
	ついて把握する。
	・個別面談をマニュアルに定められた者と行う。
	・食物アレルギーを有する児童・生徒が、安全で楽しい給食時間を送ることができる
	よう配慮する。
学級担任	・食物アレルギーを有する児童・生徒の給食喫食や食べ残し状況等を記録し、実態把
	握をする。
	・給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の職員に十分な引継ぎを行う。
	・食物アレルギーについて、正しく理解できるように指導を行い、偏見や冷やかし等
	が生じないよう配慮する。
	・保護者との個別面談を行い、学校生活上の留意点や緊急時の対応、連絡先等を確認
	する。
	・食物アレルギーを有する児童・生徒の実態を把握し、保護者及び全教職員で連携を
	図る。
★=# ★L=△	・食物アレルギーを有する児童・生徒の実態を把握し、必要に応じて「学校生活管理
養護教諭	指導表(アレルギー疾患用)」の提出を依頼し、医師の指示に基づいた「食物アレ
	ルギー個別取組プラン」の立案・作成をする。
	・主治医、学校医と連携を図り、緊急時対応(応急処置や連絡先等)や生活上の配慮
	点を確認する。また、保護者からの情報も併せて教職員に伝える。
	・食物アレルギーについての正しい知識を教職員に周知する。
	・食物アレルギーについての正しい知識を持ち、給食献立の情報を保護者に提供する。
給食センター	・安全な給食提供環境を構築する。
栄養教諭	・給食を通じた食物アレルギーに対する食事全般の指導について、教職員や保護者に
	伝える。
	・食物アレルギーについて、教職員が正しく理解できるように指導・助言をいただ
学校医	<
主治医	・校内研修において、緊急時のシミュレーションを実施する際の指導・助言をお願い
H E	する。
	- ・必要に応じて、食物アレルギー対応委員会に出席をお願いする。

個別の対応を行うため、食物アレルギーの実態を把握し、食物アレルギー対応委員会で個別の取組プランを作成します。保護者と共通理解を図り、了解を得たうえで対応を実施し、年度途中で新たな発症があった場合も、この流れによって対応します。

く給食センター>

①小学校新1年生の保護者に、学校給食における食物アレルギー対応について説明を行う。様式A-1を保護者に配布する。

<学 校>

①「食物アレルギーに関する調査 票」で食物アレルギーを有する児 童・生徒を把握する。

様式①-1

- /◆様式①-1「食物アレルギーに関する調査票(継続使用)」により、新1年生及び進級時、新規発症診断、転入時等に調査を行う。
- ◆ 入学前の施設と連携を図り、情報を共有する。

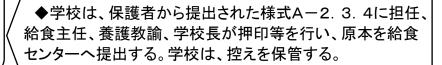
②学校で個別対応希望の児童·生徒の保護者へ「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」等を配布する。様式②-1.2.3

必要な児童・生徒の保護者に様式A -1「学校給食における食物アレルギーへの対応について」様式A-2 「学校給食軽減申請書」様式A-3 「牛乳アレルギーによる牛乳提供停止及び代替食品に係る申請書」様式A-4「牛乳及び代替食品アレルギーによる牛乳(飲用)提供停止希望申請書」様式A-5「学校給食費軽減実施について」を配布する。

- ◆調査により、学校での個別対応を希望する保護者に対し様式②-1「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の提出について(お願い)」様式②-2「学校生活管理指導表の御記入について(依頼)」様式②-3「学校生活管理指導表(アレギー疾患用」を配布し、様式②-3の提出を依頼する。
- ◆保護者は様式②-3の記載を主治医へ依頼して、学校へ提出する。
- ◆保護者は必要に応じて、様式A-2.3.4を学校へ提出する。

②各学校の食物アレルギー のある全児童·生徒の中で、 対応を希望する者を把握を する。

学校から提出された様式A -2.3.4の原本を保管する。 ③ 保護者から提出された様式 A-2.3.4の原本を、給食センター へ提出する。



④提出した保護者と必要に応じて 個別面談を行い、上記①②の内容 を確認する。

様式③-1

✓ ◆面談者は、校長、保健主事・給食主任、養護教諭、学級担任等で行い、様式③-1「食物アレルギー個別カル、テ面談等記録票」に記録をとる。



③各学校の食物アレルギー のある全児童·生徒の把握を する。 ⑤「食物アレルギー個別取組プラン」を作成する。

· 様式④−1 ◆様式④-1「食物アレルギー個別取組プラン」は、 、食物アレルギー対応委員会で作成する。



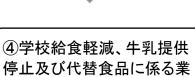
⑥「食物アレルギー対応委員会」を 開催し、「食物アレルギー個別取組 プラン」の検討・決定をする。

> 必要に応じて具体的な 内容の調査を行う。

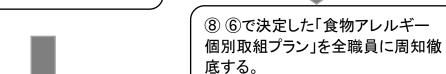
↑◆食物アレルギー対応委員会は、校長等、必要に応じて 食育・学校給食センター栄養教諭、養護教諭、学級担任、 給食主任学校、家庭科主任、主治医、学校医等で必要に 応じて構成する。



◆学校での対応及び保護者への協力依頼等を、面談 等を通じて学校と保護者が共通理解する。



務を行う。



⑤アレルギー明細表を給食 主任を通して、学校に配布 する。

⑥個別調査様式A-6「食物アレルギー個別調査票」の記入を学校へ依頼する。

⑨対応の開始

⑩個別調査様式A-6「食物アレルギー個別調査票」を作成し、センターへ提出する。

◆養護教諭や給食主任、担任等は該当児童生徒への個別指導を併せて開始する。

◆食物アレルギー対応委員会を開催し、定期的に対応状況の評価と見直しを行う。

⑩評価・見直し

5月~12月

から

月

保護者各位

坂城町教育委員会 坂城町食育・学校給食センター

学校給食における食物アレルギーへの対応について

日頃、学校給食運営業務にご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、現在食育・学校給食センターでは、食物アレルギーに対応した「除去食」「代替食」の提供は しておりませんが、献立の材料に含まれるアレルゲン(アレルギー症状を引き起こす原因となる特定原 材料等28品目)を明示したアレルギー明細表(下記例参照)を希望する家庭へ学校を通じ配布をして おります。

つきましては、食物アレルギーをお持ちのお子さんは、「アレルギー明細表」を配布いたしますので活用いただきますようお願いいたします。

○月○日 (○)	献立	ごはん、牛乳、マーボー豆腐、えびしゅうまい、バンサンスー											
材料	小1人	中1人	アレルゲン	材料	小1人	中1人	アレルゲン						
豚ももひき肉	20.0	24. 0	豚肉	えびシュウマイ			小麦粉						
木綿豆腐	50.0	60.0	大豆				えび						
玉ねぎ	25.0	30.0											
干しシイタケ	1.0	1.2											
たけのこ	7.0	8.4		にんじん	3.0	3.6							
長ねぎ	3.0	3.6		キャベツ	10.0	12.0							
にんじん	10.0	12.0		きゅうり	5.0	6.0							
しょうが	0.5	0.6 緑豆はるさめ		3.0	3.6								
にんにく	0.3	0.36		ロースハム	10.0	12.0	豚肉						
トウバンジャン	0.1	0.1	大豆	緑豆もやし	15.0	18.0							
植物油	0.5	0.6		三温糖	0.4	0.5							
三温糖	0.7	0.8		ごま油	1.0	1.0	ごま						
濃口しょうゆ	5.0	6.0	大豆	米酢	2.2	2.6							
味噌	5. 3	6. 4	大豆	濃口しょうゆ	2.2	2.6	大豆						
でんぷん	3.0	3.6		ごま	0.5	0.6	ごま						
ごま油	0.3	0.4	ごま	食塩	0.1	0.1							
				錦糸卵	3.0	3.6	卯						

アレルギー明細表の例

※特定原材料等28品目・・・えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生、アワビ、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、鮭、サバ、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、松茸、もも、山芋、リンゴ、ゼラチン、アーモンド

- ※給食センターでは使用しない食材・・そば
- ※「アレルギー明細表」の配布を希望される方は、学校から配布される「食物アレルギーに関する調査 票」にその旨をお書きください。

問合せ先

- ・アレルギー明細表受取りに関する問合せ 各小中学校 養護教諭
- ・給食の食材料に関する問合せ食育・学校給食センター 電話(82)2559

坂城町教育委員会 様

住	所	坂城町		
申請	青者(保	護者)		印
連組	各先(電	話)		

学校給食費軽減申請書

食物アレルギーのある児童・生徒学校給食費事務取扱要綱に規定する者として認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

		学 校	年	組
児童・生徒氏名	ふりがな 氏 名			
生年月日	年	月	日	
対象食品	口 牛 乳			
八	□ 食品名()
7 ^{III}				
世 日 日				

※ 対象食品欄には、該当する箇所□にレ印を記入し、対象の食品名をご記入ください。

牛乳アレルギーによる牛乳(飲用)提供停止及び代替食品に係る申請書

令和 年 月 日

坂城町食育・学校給食センター所長 様

申請者	住	所	
	保護者	氏名	印
	電話都	番号	

下記児童・生徒について、牛乳アレルギーにより牛乳(飲用)の提供を停止し、代替食品の提供をお願いします。

また、代替食品に係るアレルギー有無は次のとおりです。

1. 学 校	名		
2. 学年クラン		年	組
ふりだ 3. 児童生徒 氏 :	がな		
3. 児童生徒 氏:	名		

4. 代替食品のアレルギー有無について

食品名	小 魚 (かたくちいわし)	小麦	青のり	さつま芋
アレルギー の有無	有・無	有・無	有・無	有・無
備 考 (特記事項)				

※ 学校使用欄

上記の児童・生徒の申請を必要と認めます。

また、代替食品の提供を 可・ 否 と報告します。

(各学校の食物アレルギー対応委員会等で検討した結果、可・否いずれかに○をする。)

令和	年	月	日	
学校	交 長			
担	任			
給食	主任			
養護	教諭			<u>(FI)</u>

牛乳及び代替食品アレルギーによる牛乳(飲用)提供停止希望申請書

					令和	年	月	日
	坂城町食育・学校給食	センター	·所長 様					
		申請者	住 所	:				
			保護者氏名					(FI)
			電話番号	_				
-	下記児童・生徒について、	、牛乳ア	レルギーに	よる、牛乳(飲	(用)の提供	共停止をお	る願いしる	ます。
	1. 学 校 名							
	2. 学年クラス			年	組			
	ふりがな 3.児童生徒 氏 名	_						
*		** * 'V ==	↑↑. ⇒₹↑↓ ±⊓ <i>\</i>					
	上記の児童・生徒の申 令和 年		:と認め報告 日	いたしよう。				
	₩ 1 ₩ E		•					
	担 任							
	給食主任							
	養護教諭					(FI)		

※ 食育・学校給食センター使用欄

所 長	栄養教諭	事務

令和 年 月 日

保護者各位 様

坂城町教育委員会

食物アレルギーのある児童・生徒の学校給食費軽減実施について

日頃、学校給食の運営、給食費の納入にご理解・ご協力をいただき厚くお礼申し上 げます。

さて、坂城町では、食物アレルギーのある児童・生徒に対して下記により給食費の 軽減を行います。

つきましては、学校給食費の軽減を受けようとする児童・生徒の保護者は、別紙の 学校給食軽減申請書に学校生活管理指導表を添付し、学校に提出していただきますよ うお願いいたします。

記

- 1. 軽減対象 (1) 牛乳
 - (2) 給食(1食分の弁当を持参した場合とし、1部持参は除外する。)
- 2. 対 象 者 食物アレルギーを有し、医療機関で除去が必要と診断された児童・ 生徒が対象となります。
- 2. 軽減の算定 食物アレルギーにより、対象食品を喫食しなかった日数に、単価を乗じて得た額の学校給食費を軽減します。
- 3. 軽減の実施 算定した軽減額は、対象児童・生徒の保護者に対し、年度末に還付します。

食育・学校給食センター TEL 0268-82-2559

食物アレルギー個別調査票 様式A-6

令和 年度 月

NO, 1

各児童生徒の食物アレルギー食品内訳 (本年度の保健調査票等の調査結果から記入してください) ____学校

		医者の所見 あり	エピペン携帯の有無	明細表希望	そば	たまご	大豆	牛乳	えび	かに	いか	さば	豚肉	鶏肉	牛肉	米	小麦粉	その他
		0			0		0		0	0	0							くるみ
	1学年	代 アナフィラキ		状況 有無及び状況														
		<i></i>	エピペン携帯の有無	明細表希望	そば	たまご	大豆	牛乳	えび	かに	いか	さば	豚肉	鶏肉	牛肉	米	小麦粉	その他
	1 学年	無(保護者 の判断)	O(ランドセ ル)			0	0					0						青魚全般
		代 アナフィラキ		状況 有無及び状況														
		医者の所見 あり	エピペン携帯の有無	明細表希望	そば	たまご	大豆	牛乳	えび	かに	いか	さば	豚肉	鶏肉	牛肉	米	小麦粉	その他
例	2学年		〇(担任保 管)		0											0	0	
ניכו		診断病院名・医師名 代替食持参の状況 アナフィラキシー既往の有無及び状況			Ę.	明細献立希望欄に○をしてください												
		医者の所見 あり	エピペン携帯の有無	明細表希望	そば	たまご	大豆	牛乳	えび	かに	いか	さば	豚肉	鶏肉	牛肉	米	小麦粉	その他
	3学年	0		0			0		明細献立	表を希望	望する児	は童・生徒	走名を記	入してぐ	ください			大豆を含むもの全般
		診断病院名・医師名 代替食持参の状況 アナフィラキシー既往の有無及び状況			組切兒科医院													
		医者の所見 あり	エピペン携帯の有無	明細表希望	そば	たまご	大豆	牛乳	えび	かに	いか	さば	豚肉	鶏肉	牛肉	米	小麦粉	その他
	4学年	0		0								0						
		診断病院名・医師名 代替食持参の状況 アナフィラキシー既往の有無及び状況		状況 有無及び状況		2組 Z 思科医院			は代替持	参 2年	生の時、絹	合食後にア	アナフィラ・	キシー教	急搬送			
		医者の所見 あり	エピペン携 帯の有無	明細表希望	そば	たまご	大豆	牛乳	えび	かに	いか	さば	豚肉	鶏肉	牛肉	米	小麦粉	その他
	学年																	
	字牛	代	断病院名・医 替食持参の ・シー既往の															